

改正

令和3年5月12日告示第86号

令和5年12月25日告示第167号

令和8年6月30日告示第119号

名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的として、市内の特定空家等及び不良空家（以下これらを「補助対象空家等」という。）の除却の工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 この要綱に定める補助対象空家等の除却を実施する事業をいう。
- (2) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であって、同法第22条第1項の規定に基づき助言又は指導を行ったもの（同条第3項の規定に基づき措置を命ぜられているものを除く。）をいう。
- (3) 不良空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。ただし、併用住宅（住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物をいう。）は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。

(補助対象者)

**第3条** この要綱に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の除却の工事（次条に規定する補助対象工事に限る。）を行う個人（次のいずれにも該当する者に限る。）とする。

- (1) 当該補助対象空家等の所有者（当該所有者と当該補助対象空家等が存する土地の所有者とが異なる場合にあつては、同意書（土地所有者用）（様式第1号）により当該補助対象空家等

の除却について当該土地の所有者の同意を得た者に限る。)その他市長が認めた者であること。

(2) 当該補助対象者のほかに当該補助対象空家等の所有権その他権利を有する者(以下「共有者等」という。)がある場合にあっては、当該補助対象空家等の除却について、全ての当該共有者等の同意を得ていること。

(3) 当該補助対象者(当該補助対象者のほかに当該補助対象空家等の所有権を有する者(以下「共有者」という。))がある場合にあっては、当該補助対象者及び全ての当該共有者)が市税を滞納していないこと。

(4) 当該補助対象者(当該補助対象者のほかに共有者がある場合にあっては、当該補助対象者及び全ての当該共有者)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助対象空家等が共有物である場合における前項第2号の同意は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 同意書(共有者用)(様式第2号)

(2) 共同相続人による共有である場合 同意書(共同相続人用)(様式第3号)

(補助対象工事)

**第4条** 補助金の交付の対象となる補助対象空家等の除却の工事(以下「補助対象工事」という。)

は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき解体工事業の許可を受け、かつ、市内に本店、支店又は営業所を有する事業者(以下「解体工事業者」という。)によるもの(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)でなければならない。

(1) 他の公的な補助金等の交付を受けて行うもの

(2) 同一敷地内にある当該補助対象空家等に附属するものの除却の工事

(3) 当該補助対象空家等と一体とみなされない地下埋設物の除却の工事

(4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助金の額)

**第5条** 補助対象工事に係る1件当たりの補助金の額は、当該補助対象工事に要する費用の額の3分の1以内とし、30万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の加算)

**第5条の2** 市長は、補助対象空家等の敷地が居住誘導区域に所在する場合は、前条の規定により算出した補助金の額に、25万円を加算することができる。

2 市長は、補助対象空家等を除却した後、当該跡地に当該除却の工事の完了した日から6月以内に住宅を新築する工事に着手する場合は、前条の規定により算出した補助金の額に、20万円を加算することができる。

(不良空家の判定)

**第6条** 補助対象空家等のうち不良空家の補助対象工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめその建築物（以下「判定対象建築物」という。）が不良空家に該当するか否かについて、市の判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者は、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金事前判定申請書（様式第4号）に、判定対象建築物に係る次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。

(1) 位置図及び間取図

(2) 現況写真（外観写真）

(3) 登記事項証明書その他所有権その他権利を確認することができる書類（共同相続人による共有である場合にあつては、戸籍の全部事項証明書を含む。）

(4) その所在する土地の登記事項証明書

(5) 居住その他の使用がなされていないことが常態であることが確認できる書類

(6) 同意書（土地所有者用）、同意書（共有者用）、同意書（共同相続人用）その他第3条の規定により必要とされる同意を得ていることを確認することができる書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、及び職員に現地調査をさせ、別に定める不良度判定基準に基づき判定を行い、その判定の結果を当該申請を行った者に対し、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金不良度判定結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 前項の判定の結果、不良空家に該当しないときは、補助金の交付の対象としない。

(補助金交付申請及び決定)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施前に、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付申請書（様式第6号）に補助対象空家等に係る前条第2項第1号から第6号までに掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。ただし、これらの書類のうち、同項の規定により提出されている書類その他市長が必要がないと認める書類については、添付を省略させることができる。

(1) 事業実施計画書（様式第7号）

- (2) 補助対象工事に係る解体工事業者による見積書（内訳が記載されたものに限る。）
- (3) 補助対象工事に係る解体工事業者が建設業法に基づく解体工事業の許可を受けたこと証する許可書の写し
- (4) 市税納付状況等照会同意書（様式第8号）
- (5) 名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金不良度判定結果通知書の写し（不良空家の補助対象工事に係る補助金の場合に限る。）
- (6) 住宅の新築工事が分かる書類の写し（第5条の2第2項の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査の上、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付決定通知書（様式第9号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の際、当該決定に係る申請を行った者に必要な条件を付すことができる。

（計画の変更）

**第8条** 前条第2項の決定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金計画変更承認申請書（様式第10号）に関係書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。

- (1) 解体工事業者の変更
- (2) 除却箇所の変更
- (3) 補助金の申請額の変更
- (4) 工期の変更

2 市長は、前項の決定による申請があった場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金変更承認通知書（様式第11号）により当該申請を行った補助決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

**第9条** 補助決定者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金廃止（中止）届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

**第10条** 補助決定者は、第7条第2項の規定による決定に係る補助対象工事が完了したときは、名

張市特定空家等及び不良空家除却費補助金完了実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、報告しなければならない。

- (1) 当該補助対象工事に係る解体工事業者との契約書の写し
- (2) 当該補助対象工事に係る解体工事業者の領収書の写し
- (3) 当該補助対象工事に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (4) 当該補助対象工事の完了を確認することができる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象工事の完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助対象工事の完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(完了検査)

**第11条** 市長は、前条第1項の規定による報告があった後、必要があると認められる場合には、その現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合には、その補助決定者に対し、その不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、当該補助決定者がその命令に従わないときは、市長は、第7条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

**第12条** 市長は、第10条第1項の規定による報告を受けた場合において、提出された完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付確定通知書（様式第14号）により、当該報告を行った補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第13条** 補助決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金支払請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

**第14条** 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 第7条第2項の規定による決定の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認め  
たとき。

(補助金の返還)

**第15条** 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金に  
ついて、名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付決定取消し兼返還命令書(様式第16号)  
により補助金の全額につき、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

**第16条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年5月12日告示第86号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年12月25日告示第167号)

この要綱は、告示の日から施行する。